

文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 建設企業委員会
質問者 : 九里雄二

1、質問内容及び回答

回答者：企業局長

(担当課：企業局 経営企画課・下水道事業課)

下水道料金における流域下水道維持管理負担金について	<p>【質問の具体的内容】</p> <p>これまで下水道事業の財政を圧迫している維持管理負担金について奈良市議会では定例会をはじめ常任委員会で幾度となく議論されてきましたが、下水道料金がいよいよ今月（令和2年5月）から値上げとなります。</p> <p>この値上げに先立ち、平成30年9月には「流域下水道管理等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書」を奈良市議会全会一致で奈良県に提出しました。</p> <p>また、今年度の常任委員会で流域下水道維持負担金の引き下げの要望を兼ねて第一浄化センターへの視察を行いました。</p> <p>しかしながら、それらの取り組みについての明確な解決策が示されない状態で現在に至っています。</p> <p>市の財政状況が厳しい中で、ある一定程度の値上げ措置もやむを得ないと考えますが、改めて、いくつかの課題点についてお聞きします。</p> <p>問1. 下水道使用料を令和2年5月分から値上げする理由について経過と課題ポイントをお答え下さい。</p> <p>問2. 平成30年9月に奈良市議会が全会一致で奈良県に対して提出しました「流域下水道維持管理負担金の単価引き下げを求める意見書」の奈良県の見解についてお聞かせ下さい。</p>
---------------------------	--

問3. 奈良県は下水道法規定の趣旨に反して受益の限度を大幅に上回る流域下水道維持管理負担金を奈良市をはじめ各市町から徴収している点について、本市は奈良県に対してどのように主張しているのかについてお答え下さい。

問4. これらの点については建設企業委員会のメンバーで常任委員会視察として本年2月18日に第一浄化センターに赴いて、県の責任者とも面談及び直接要望させて頂きましたが、その点も含めてこれまでの奈良県との交渉の経緯と成果についてお聞かせ下さい。

問5. 今後も引き続き市民への説明責任は果たしていかなければならない中で今後本課題の解消に向けて奈良県へどのように交渉していくのかお答え下さい。

【回答内容】

問1. 下水道使用料値上げの経過と課題ポイントについて

下水道事業はこれまで処理場や管路の整備に多額の投資を行ってきました。投資の財源として、これまで企業債（借入金）を充当してきましたが、この償還には下水道使用料だけでは賄えないため、一般会計からの繰入金に頼って返済し、永らく下水道料金を据え置いてきました。

しかしながら、下水道事業会計を一般会計繰入金に頼らず経営を健全化するために公営企業会計の導入も見据えて、16年ぶりに平成25年9月分から下水道使用料を平均約30%改定しました。

長年低い料金設定を継続してきたことで、値上げ時には、段階的に適正な使用料単価へ改定を実施することとなり、その後平成26年度に公営企業会計を適用するとともに水道局と組織統合を行い、職員数削減やコスト抑制工法の採用など企業努力を進めてきましたが、多額の企業債償還や汚水処理費、維持管理費を賄うことができなくなりました。

また、公営企業会計を導入したことで経営状況が明確化したことにより、毎年純損失（赤字）を計上し、平成28年度からは債務超過となり、早急に経営健全化を図らなければ資金不足に陥る可能性が大きくなりました。

奈良市の一般会計の財政状況を考えると、今後、下水道事業会計への繰出に大きな期待はできないため、一般会計繰入金に頼らない健全経営を目指すこと

となり、平成 31 年の奈良市議会 3 月定例会に「奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について」を提案しましたが、継続審議となりました。

令和元年の奈良市議会 6 月定例会で、「奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について」を可決していただき、下水道使用料を令和 2 年 5 月分から 20% 値上げすることとなりました。

次に課題は、純損失（赤字）の解消となります。

その対応として、市一般会計繰入金（基準外を含む）に頼らないよう、原則、汚水処理費等について、汚水処理原価を全て回収できる料金水準を設定しました。また、人口減少・空き家の増などの傾向を踏まえ、負担の公平を図るため、基本料金制度を導入しました。

具体的には、基本料金 165 円／月（税込）を導入し、水量使用料との合計で平均約 20% の値上げとなります。

一般家庭では、月 20 立方メートル使用した場合、現在の 2,360 円から下水道使用料は 533 円増の 2,893 円（税込）となります。

問 2. 意見書の奈良県の見解について

奈良市議会の「流域下水道維持管理負担金の単価引き下げを求める意見書」での「大和川第一処理区の負担金を他の処理区の処理場の維持管理費用に充てられている」統一単価については、「県民の下水道使用料の均衡を図ることが望ましいこと、また県営水道の重要な水源である室生ダムの水質保全を図り、当該地域を含め、広く県民が受益するものであることから、接続する県下の全市町村同意の上、県議会において決定され、統一単価で汚水量に応じた負担を求めることとしました。下水道法の趣旨を踏まえても、受益者負担の考えが適切である。」

また、流域下水道維持管理負担金の単価引き下げについては、「今後の投資見込みは現在の投資規模の 2 倍から 3 倍へと増加することが予想されていること。県では、県・市町村が一体的に経営合理化を図り、将来負担の増加に対応するため、ダウンサイジング等の技術的検討を開始したところであり、維持管理負担金についても一体的な経営合理化に関する検討事項の一つであり、今後、技術的な検討を進めた上での判断が必要であり、市町村とさらに密に意見交換できるように検討体制を充実し、市町村の実情もよく把握の上、共通認識のもと議論したい。」という見解であります。

問3. 流域負担金徴収をどのように主張しているのかについて

本市の主張は、以下の3項目です。

- ①県の一般会計から総務省の基準どおりの繰出しをする。
- ②累積の黒字については、市町村の負担を軽減するために使用する。
- ③建設費のうち、県が負担した起債の元利償還金は、市町村の維持管理負担金に算入するのではなく県で返済する。

これらのことを主張していくことで、市町村の維持管理負担金は軽減できると考えています。

問4. これまでの奈良県との交渉の経緯と成果について

○交渉の経緯

・平成30年9月、奈良市議会から「流域下水道維持管理負担金の単価引き下げを求める意見書」が提出されました。

・平成31年1月に、流域関連市町村で県に維持管理負担金の引き下げ交渉をすることで、維持管理負担金単価の見直しが2年毎から1年毎の見直しになりました。

・平成31年1月に、奈良市が県議会議員に維持管理負担金の引き下げの説明を行いました。

・令和元年5月に、奈良県下水道協会で流域下水道維持管理負担金の会議を行うよう提案しました。

・令和元年7月、奈良県下水道協会で、本市が流域下水道会計や総務省の決算統計などの資料により、維持管理負担金の分析を行い引き下げ出来る根拠を示して、流域関連市町村に説明を行い市町村の意見交換を行いました。

・令和元年12月に、国土交通省に流域下水道の市町村負担について、下水道法の解釈及び国土交通省(旧建設省)通知の運用について確認を行ったところ、「市町村の負担については、あくまでも県と市町村の合意形成で負担割合を定めるべきものである。」とのことでした。

・令和2年1月、奈良県下水道協会で、本市が平成30年度流域下水道会計決算の分析と県との合意形成について流域関連市町村に説明し、意見交換を行いました。

○成果

・令和2年度の予算で県の一般会計から流域下水道会計への繰出金が7千万円から2億円に増額になったこと。

- ・流域関連全市町村と維持管理負担金に関する合意形成を今年度中に行うことを、県と確認したこと。
- ・そのため維持管理負担金単価の見直期間を令和2年度も2年毎から1年毎としたこと。

問5. 今後本課題の解消に向けて奈良県へどのように交渉していくのかについて

令和2年度に県が作成する経営戦略において、県と市町村が一体的に経営の合理化を図れるよう、今後の中長期にわたる投資計画を明確に示していただくようお願いしております。

このことにより、将来の市町村負担の適正化と流域関連市町村の経営基盤強化を図れると考えております。

2、意見・要望

質問事項	意見・要望
下水道料金における流域下水道維持管理負担金について	<p>現在の本市における財政状況から、一般会計繰入金に頼らない経営の必要性を考慮し今回の下水道料金の値上げが可決されたものであり、その点については先ず現下の財政危機を脱して健全経営を目指す事が当面の課題である事は理解するところであります。</p> <p>また、全県下における下水道事業の大局的な観点で県及び各市町村の協力の下で全体バランスを図ると共に県内各処理区毎の維持管理費に違いがあったとしても県民の下水道使用料の均衡を図ることを目的とした統一単価の導入については、一定の理解は出来るところではあります。しかしながら、そもそも県の負担金と市町村の負担金割合がアンバランスであるという点については、やはり改善が必要であると言わざるを得ません。</p> <p>将来の下水道インフラの老朽化に伴う維持管理に向けた投資の増大化など、負担増の要因だけでなく、負担軽減に向けて取り組んで頂いた成果として、維持管理負担金単価の見直しが2年毎から1年毎の見直しされたことや、基準額には程遠いものの、令和2年度の予算で県の一般会計から流域下水道会計への繰出金が7千万円から2億円に増額となったことなど、一定の前進は図れたものと考えます。</p> <p>しかし、ご答弁頂いた通り、県が行うべきものとして主張して頂いている3項目（①基準通りの一般会計繰り出しの実施、②累積黒字の市町村負担軽減への充当、③建設費の元利償還金の返済）の実現による維持管理負担金の軽減につなげていけるよう今年度中に維持管理負担金について県と市町村との合意形成を図っていく点について継続取組をお願い致します。</p>